



# 山形県公報

平成16年5月21日(金)  
第1543号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則.....(産業政策課)...653

### 告 示

指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(最上総合支庁福祉課)...654  
指定居宅サービス事業者の指定.....(同)...同  
身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....(同)...同  
山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程.....(農政企画課)...同  
山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程.....(同)...655  
山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....(同)...同  
土地改良区の定款変更の認可.....(置賜総合支庁農村計画課)...同  
農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知.....(森林課)...同  
市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧.....(都市計画課)...656  
道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課)...同  
開発行為に関する工事の完了.....(庄内総合支庁建築課)...同

### 公 告

平成16年度改良普及員資格試験の実施.....(農業技術課)...657  
特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告.....(公安委員会)...同  
あっせん員候補者の公示.....(地方労働委員会)...658

### 正 誤

## 規 則

山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成16年5月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第50号

山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県産業創造支援センター条例施行規則(平成11年5月県規則第58号)の一部を次のように改正する。  
別表1施設の項の表中「及び第11新規創業室」を「、第11新規創業室及び第12新規創業室」に、

「第12新規創業室及び第13新規創業室」を「第13新規創業室及び第14新規創業室」に改め、同表の備考中「第12新規創業室及び第13新規創業室」を「第13新規創業室及び第14新規創業室」に改める。

附 則

1 この規則は、平成16年6月1日から施行する。

- 2 改正後の別表 1 施設の項の規定は、この規則の施行の日以後に許可された施設の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可された施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

## 告 示

### 山形県告示第594号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成16年 5月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                 | 事業所の名称及び所在地                                               | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日      |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------|------------|
| 社会福祉法人金山町社会福祉協議会<br>最上郡金山町大字金山561番地 | 社会福祉法人 金山町社会福祉協議会<br>「指定居宅サービス訪問介護事務所」<br>最上郡金山町大字金山561番地 | 訪 問 介 護   | 平成16. 3.31 |

### 山形県告示第595号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成16年 5月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地            | 事業所の名称及び所在地                    | 居宅サービスの種類 | 指定年月日      |
|--------------------------------|--------------------------------|-----------|------------|
| 永井医院通所介護施設<br>最上郡最上町向町533番地の60 | 永井医院通所介護施設<br>最上郡最上町向町533番地の60 | 通 所 介 護   | 平成16. 4.27 |

### 山形県告示第596号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の4第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年 5月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地       | 事業所の名称及び所在地                     | 身体障害者居宅支援の種類 | 指定年月日      |
|--------------------------------|---------------------------------|--------------|------------|
| 社会福祉法人 舟和会<br>最上郡舟形町舟形2387番地の1 | 訪問介護事業所えんじゅ<br>最上郡舟形町長者原1712番地1 | 身体障害者居宅介護    | 平成16. 4.30 |

### 山形県告示第597号

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年 5月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程  
山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程(昭和48年6月県告示第796号)の一部を次のように改正する。

第4条の表中「年0.10パーセント」を「年0.20パーセント」に、「年1.35パーセント」を「年1.45パーセント」に、「年0.50パーセント」を「年0.60パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成16年4月21日から適用する。
- 2 平成16年4月21日前に貸し付けられた農業総合振興資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第598号

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年5月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程（平成4年6月県告示第729号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号口中「年2.85パーセント」を「年2.95パーセント」に改める。

第4条の表中「年0.10パーセント」を「年0.20パーセント」に、「年1.35パーセント」を「年1.45パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び第4条の規定は、平成16年4月21日から適用する。
- 2 平成16年4月21日前に貸し付けられた園芸銘柄産地育成推進資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第599号

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年5月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程（平成5年9月県告示第1004号）の一部を次のように改正する。

第5条の表中「年0.6パーセント」を「年0.7パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成16年4月21日から適用する。
- 2 平成16年4月21日前に利子補給の承諾が行われた漁業後継者育成資金に係る利子補給率については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第600号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成16年5月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良区の名称  
野川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
長井市清水町一丁目1番26号
- 3 認可年月日  
平成16年5月11日

山形県告示第601号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成16年5月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所  
 上山市中山字金神林山5314 - 12・5314 - 43・5314 - 58・5314 - 61・5314 - 62・5314 - 63・5314 - 64・5314 - 65 (以上8筆国有林)
- (2) 保安林として指定された目的  
 土砂の崩壊の防備
- (3) 保安林解除の理由  
 道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所  
 上山市中山字金神林山5314、5314 - 14、5314 - 15、5314 - 44
- (2) 保安林として指定された目的  
 土砂の崩壊の防備
- (3) 保安林解除の理由  
 指定理由の消滅

山形県告示第602号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年 5月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 山形広域都市計画地区計画
  - (2) 名 称 天童くのもと地区地区計画
- 2 縦覧の場所  
 土木部都市計画課

山形県告示第603号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年 5月21日から同年 6月3日まで縦覧に供する。

平成16年 5月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 鶴岡村上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                            | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|--------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 東田川郡朝日村大字東岩本字沖田193番から<br>同 上まで | 旧    | 53.4メートル<br>↓<br>25.4 | メートル<br>25 |
| 同 上                            | 新    | 28.4メートル<br>↓<br>24.4 | 同 上        |

山形県告示第604号

次の開発行為は、完了した。

平成16年 5月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

- (1) 許可番号  
 平成16年 1月14日 指令庄総建第69号
- (2) 開発区域に含まれる地域の名称  
 東田川郡三川町大字青山字外原192、193 - 1、193 - 3、199、197、198、209、210 - 2、214 - 2、215、227 -

5、232 - 2

- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東田川郡三川町大字横山字西田85番地  
三川町土地開発公社

---

## 公 告

---

山形県改良普及員資格試験条例(昭和28年3月県条例第5号)第2条の規定により、平成16年度改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

平成16年5月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

### 1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時 平成16年9月8日(水)及び9日(木) 午前10時から  
(2) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁

### 2 受験手続

受験願書を平成16年6月7日(月)から同月25日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間に山形市松波二丁目8番1号農林水産部農業技術課に提出すること。なお、郵送による提出の場合は、同月25日(金)までの消印があるものに限り有効とする。

### 3 その他

詳細については、農林水産部農業技術課(電話023(630)2440)に問い合わせること。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、これらの随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年5月21日

山形県知事 高 橋 和 雄

### 1 (1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量

山形県警察通信指令システム装置の賃貸借 一式

### (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号 023(626)0110

### (3) 随意契約の相手方を決定した日 平成16年4月1日

### (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目15番12号

### (5) 随意契約に係る契約金額 169,184,400円

### (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

### (7) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第10条第1項第2号該当

### 2 (1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

山形県警察通信指令システムの保守点検業務 一式

### (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号 023(626)0110

### (3) 随意契約の相手方を決定した日 平成16年4月1日

### (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社日立製作所東北支社 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目4番1号

### (5) 随意契約に係る契約金額 93,817,500円

### (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

### (7) 随意契約による理由 特例政令第10条第1項第2号該当

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条の規定によるあっせん員候補者は、次のとおりとする。

平成16年5月21日

山形県地方労働委員会

会長 濱田 宗一

| 氏名      | 履歴                                     |
|---------|----------------------------------------|
| 濱田 宗一   | 山形県地方労働委員会会長、弁護士                       |
| 立松 潔    | 山形県地方労働委員会委員、山形大学教授                    |
| 菊川 明    | 山形県地方労働委員会委員、弁護士                       |
| 今井 登貴三郎 | 山形県地方労働委員会委員、民事・家事調停員                  |
| 高橋 和    | 山形県地方労働委員会委員、山形大学教授                    |
| 藤橋 繁夫   | 山形県地方労働委員会委員、日本労働組合総連合会山形県連合会事務局長      |
| 飯沢 稔    | 山形県地方労働委員会委員、山形富士通労働組合執行委員長            |
| 富永 信明   | 山形県地方労働委員会委員、UIゼンセン同盟山形県支部長            |
| 富樫 洋子   | 山形県地方労働委員会委員、日本労働組合総連合会山形県連合会女性委員会事務局長 |
| 神尾 浩司   | 山形県地方労働委員会委員、東北電力労働組合山形県本部委員長          |
| 武田 吉則   | 山形県地方労働委員会委員、株式会社ヤマコー代表取締役社長           |
| 保科 正彦   | 山形県地方労働委員会委員、鶴岡商工会議所専務理事               |
| 鈴木 合子   | 山形県地方労働委員会委員、スズキハイテック株式会社取締役           |
| 長岡 敏生   | 山形県地方労働委員会委員、山形ナショナル電機株式会社取締役執行役員      |
| 長岡 喬    | 山形県地方労働委員会委員、社団法人山形県経営者協会専務理事          |
| 鈴木 正道   | 山形県地方労働委員会事務局長                         |
| 齋藤 忠夫   | 山形県地方労働委員会事務局審査調整課長                    |

正 誤

| 発行年月日      | 県公報番号  | ページ | 行    | 誤       | 正         |
|------------|--------|-----|------|---------|-----------|
| 平成16. 5.14 | 第1541号 | 619 | 13   | 都市計画の決定 | 都市計画区域の変更 |
| 同          | 同      | 同   | 14   | 同       | 都市計画の変更   |
| 同          | 同      | 同   | 17   | 同       | 都市計画の決定   |
| 同          | 同      | 630 | 下から3 | 部分を除く区分 | 部分を除く区域   |